

I 次の2問題に解答せよ。(問題ごとに答案用紙を替えて、問題番号を明記すること。)

I-1 環境影響評価法の改正(平成23年法律第27号)を受けて、基本的事項の全部が改正(平成24年4月環境省告示第63号)されている。改正された環境省告示において定められた基本的事項のうち、①「計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項」、②「計画段階意見聴取指針に関する基本的事項」及び③「報告書作成指針に関する基本的事項」について、今回の改正で新たに定められた背景と、それぞれの基本的事項の要点について具体的に述べよ。(解答の書き出しに①～③の番号を明記し、答案用紙2枚以内にまとめよ。)

I-2 環境影響評価法に基づく基本的事項の配慮書手続における技術的な課題について、次の2設問について解答せよ。(設問ごとに答案用紙を替えて設問番号を明記し、それぞれ2枚以内にまとめよ。)

I-2-1 環境影響評価法の対象事業のうち、「高速自動車道路」「火力発電所」「廃棄物最終処分場」の中から1つを選定し、環境影響評価法の対象となる事業規模等の要件を明示した上で、重大な環境影響を回避・低減するという観点から、適切と考えられる具体的な複数の事業計画の案を3案(A案、B案、C案)記述せよ。複数案の記述に際しては、事業予定地の立地条件や社会条件などの地域環境情報を具体的に設定し、複数案の特徴を明らかにせよ。

I-2-2 上記I-2-1で記述した複数案のそれぞれについて、最も影響が大きいと考えられる下記の【環境要素①～④】の中から具体的な予測・評価項目を選定し、その選定理由を述べるとともに、配慮書手続において求められている影響を把握するための予測手法について述べよ。

【環境要素】

- ① 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持(大気環境、水環境、土壌環境等)
- ② 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全(動物、植物、生態系)
- ③ 人と自然の豊かな触れ合い(景観、触れ合い活動の場)
- ④ 環境への負荷(廃棄物等、温室効果ガス等)